

リフォームローン

2019年10月1日現在

商品名 (愛称)	リフォームプラン
ご利用 いただける方	<ol style="list-style-type: none">1. 年齢が満20歳以上の方2. 安定継続した収入がある方 派遣社員・パートの方の収入については、「年収が150万円以上ある方」または「年収が90万円以上でご家族と同居している方」が基準となります。3. 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方4. 当金庫の会員となれる方<ol style="list-style-type: none">① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使いみち	<ol style="list-style-type: none">1. お申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金<ol style="list-style-type: none">※①は、申込日時点で、支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可① リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等をいいます。 【リフォームの例】 子供部屋増築、システムキッチン設置、浴室ユニット取替、給湯ユニット取替、太陽光発電ユニット設置、冷暖房システム導入、浄化槽設置、畳交換、クロス張替、フローリング張替、高齢者用設備設置、外壁塗装、車庫設置、物置設置、門扉設置、造園工事、瓦ふき替え、給排水工事、トイレ改修工事等② お申込人が①を資金使途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除きます。）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料③ お申込人本人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限り）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（①または②と合わせた申込みに限り）④ リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金（①と合わせた申込みで100万円以内）2. 次のいずれかに該当する場合は、リフォームプランの対象になりません。<ol style="list-style-type: none">① 支払先が、お申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業② 支払先が、申込人の配偶者、親、子

リフォームローン

2019年10月1日現在

商品名 (愛称)	リフォームプラン
-------------	----------

対象となる 自宅の条件	1. お申込人またはその同居家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの。 ※次のものは「各種(仮)登記」から除きます。 ① 当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根 抵当権 ② 他行住宅ローンにかかる抵当権
ご融資限度額	1,000万円以内(1万円単位)
ご融資利率	1. 変動金利・固定金利のいずれかを選択できます。 ①〔固定金利型〕 イ. お借入時の利率は、返済終了時まで適用いたします。 ただし、金利情勢により金利が変動する場合があります。 ②〔変動金利型〕 イ. お借入時の当金庫所定の基準金利とします。 ロ. お借入後の利率は、基準金利(当金庫短期プライムレート)の変更に伴い、その変動 幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。毎年4月1日・10月1日現在の 当金庫基準金利を基準として、年2回見直しを行い、翌々月返済分から新利率が適用 されます。 ハ. お借入期間中に固定金利への変更はできません。 2. 金利については窓口にお問い合わせください。
ご返済方法	1. 元金均等・元利金均等の2種類ご返済方法があります。(元金返済据置期間は6ヵ月以内) 2. ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の50% 以内です。
保証人・担保	1. 保証人・担保は不要です。 2. 一般社団法人しんきん保証基金の保証制度をご利用いただけます。
手数料等	1. 保証料:ご融資利率に含まれます。 2. 返済条件を変更する場合には、手数料11,000円が必要です。
ご利用期間	3ヶ月以上15年以内
お支払方法	ご融資金は、工事契約先等に振込みしていただきます。 ※支払済資金は除きます。

敦賀信用金庫

リフォームローン

2019年10月1日現在

商品名 (愛称)	リフォームプラン
-------------	----------

ご用意 いただくもの	<ol style="list-style-type: none">1. 公的所得証明書等 (ご融資金額100万円以下の場合、年収確認書類は不要です。)2. 本人確認書類〔運転免許証 (表裏)〕 ※申込人が運転免許証を取得していない場合は、次のいずれかをご提出いただきます。 ・パスポート・マイナンバーカード (表のみ) ・運転経歴証明書 (表裏)3. 注文書、請求書、見積書、工事請負契約書等資金使途が確認できる書類4. 対象となる建物の全部事項証明書 (申込日時時点で発行日から3ヵ月以内のもの) ※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可です。5. 住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳6. 支払済資金の場合は、領収書、通帳等7. 普通預金お取引印鑑8. その他 上記以外の書類をお願いする場合があります。
苦情処理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部 (9時~17時、電話: 0770-22-9433)、苦情等は、営業店または総務部 (9時~17時、電話: 0770-22-9430) にお申し出ください。
紛争解決措置	福井弁護士会 (電話: 0776-23-5255)、金沢弁護士会 (電話: 076-221-0242)、富山県弁護士会 (電話: 076-421-4811)、東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話: 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話: 03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他	<ol style="list-style-type: none">1. お申込みに際しましては、当金庫および保証会社の審査をさせていただきます。その審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。2. 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

敦賀信用金庫